

令和2年3月10日

神戸市ケアマネジャー連絡会 会員の皆さまへ

神戸市ケアマネジャー連絡会
代表理事 伊賀浩樹

新型コロナウイルス感染症にかかる居宅介護支援の業務について

平素より、神戸市ケアマネジャー連絡会の事業にご協力くださりありがとうございます。

この度複数の会員の皆さまより、新型コロナウイルス感染症に関する対応について、モニタリング・担当者会議等居宅介護支援の業務に関する質問がありましたので、改めて神戸市介護指導課に確認したところ、**原則厚生労働省の通知に基づく対応である**とのことですが、下記の通りの回答をいただきましたので報告します。

ただし3月9日現在の回答ですので、今後の取り扱いについては最新の厚生労働省介護保険情報の通知等をご確認くださいませようお願いいたします。

一 モニタリングについて 介護保険最新情報779問11を参照

原則運営基準の通りですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より、利用者及びご家族の拒否により訪問ができない場合は、特段の事情とみなし、居宅への訪問に代えて、電話による口頭のモニタリング、通所系等事業所でのモニタリング等柔軟な対応を行い、その記録を支援経過記録に残すこと。

また、利用者及びご家族（高齢者）が37.5℃以上が2日以上ある場合は、新型コロナウイルス相談窓口、医師等医療機関に連絡相談した上で、疑いのある場合は介護指導課に相談するなど適切に判断すること。

二 サービス担当者会議について

介護保険最新情報773問9及び介護保険最新情報779問9・問10を参照

新型コロナウイルスの感染症拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合には、利用者の自宅以外での開催や電話・メールなどを活用することにより、柔軟に対応することも可能である。

利用者の状態に大きな変化が見られない等、サービス計画の変更が軽微であると認められる場合は、サービス担当者会議の開催は不要である。これは基準解釈通知と同様の取り扱いである。